

8平社協総第72号
令和8年(2026年)6月23日

各 位

社会福祉法人
平塚市社会福祉協議会
会長 木川 康雄

令和8年度社会福祉関係功労者の推薦について(依頼)

時下、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より本会の運営に多大なる御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、本年度も社会福祉功労者に対する表彰を行います。式典に関しましては、10月30日(金)に開催を予定しております。

つきましては、御多忙のところ恐縮ですが、別紙「顕彰規程」に基づき、顕彰候補者の推薦をよろしくお願い申し上げます。

なお、作成の際は、推薦基準をよく御確認くださいようお願いいたします。

記

- 1 提出期限 令和8年7月31日(金)まで

- 2 提出方法 郵送、Fax、メールにて御提出ください
①郵送 平塚市追分1番43号
②Fax 0463-33-6588
③メール info@hiratsukasyakyo.net

※ 本会ホームページから推薦書様式等をダウンロードできますので御利用ください。
トップページ→イベント→社会福祉功労者表彰

<https://www.hiratsukasyakyo.jp/business/events/syakaifukushihiyosyo.html>

以 上

(事務担当は総務企画課法人運営班 岩間・八木)

電話 33-1377

社会福祉法人平塚市社会福祉協議会顕彰規程

制定 昭和63年4月 1日

改正 平成16年5月28日

改正 令和 5年9月12日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉に功労のあった者、社会福祉活動に協力援助した者及び社会福祉にかかわる善行者に対し、会長が表彰又は感謝の意を表し、その功をたたえ労をねぎらって顕彰し、もって今後の社会福祉事業の進展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう顕彰とは、表彰及び感謝をいう。

(感謝の対象)

第3条 感謝は、9月1日を基準として、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、この規程により既に表彰を受けた者は、除くものとする。

- (1) 社会福祉推進者として10年以上従事している者
- (2) その他、本会並びに社会福祉の進展に大きく協力した者及び団体

(表彰の対象)

第4条 表彰は、9月1日を基準として、次の各号のいずれかに該当する者に対して、これを行うものとする。ただし、この規程により既に表彰を受けた者は、除くものとする。

- (1) 民生委員・児童委員、保護司として10年以上在職している者
- (2) 社会福祉推進団体に10年以上在職し、代表者として5年以上従事している者
- (3) 平塚市社会福祉協議会の役員及び評議員等として10年以上在職している者
- (4) その他、特別に会長が認める者及び団体

2 前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当し、既に感謝を受けた者に対して、これを行うものとする。

- (1) 社会福祉推進団体の役員として5年以上従事している者
- (2) 社会福祉推進団体に永年従事している者及び団体
- (3) その他本会並びに社会福祉の進展に大きく寄与していると認める者及び団体

(社会福祉特別功労者表彰の対象)

第5条 社会福祉特別功労者表彰は、永年社会福祉の増進に尽力し、その功績が特に顕著なものに対して、これを行うものとする。

2 前項に規定する表彰の推せんについては、平塚市社会福祉協議会会長が行うこととする。

(顕彰の方法)

第6条 顕彰は、評議員会又は社会福祉大会等においてこれを行い、第3条の規定による感謝は感謝状を、第4条の規定による表彰は表彰状を、第5条の規定による社会福祉特別功労者表彰は特別表彰状を贈り、その功労をたたえる。

(推薦の方法)

第7条 顕彰候補者推薦は、関係団体等の代表者及び本会会長が行う。

(顕彰者の決定)

第8条 顕彰を受ける者及び団体は、理事会で審査してこれを決定する。

- 2 顕彰を受ける者が死亡日において第3条から第5条までの基準を満たし、前年9月2日以降から表彰を受ける前までに死亡した場合についても顕彰を行う。
- 3 前項の場合については第6条に定める感謝状等をその遺族に贈るものとする。

(委任)

第9条 この規程の施行に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人平塚市社会福祉協議会表彰規程（昭和50年4月15日制定）により既に表彰及び感謝を受けた者は、対象から除外するものとする。
- 3 社会福祉法人平塚市社会福祉協議会表彰規程（昭和50年4月15日制定）は、これを廃止する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年9月12日から施行する。

社会福祉関係功労候補者

☐ 感謝
☐ 表彰

推薦書

推薦団体名 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

(注意！) 受賞決定の場合、氏名欄に記載の字体がそのまま表彰状に記入されます。特に常用漢字でないものについては、字体を十分確認の上、大きくハッキリとご記入下さい。(斎・齊・齋、邊・邊、高など)

(ふりがな)		男	生年月日	大 昭 平	年	月	日
氏名 及び 団 体 名		女	及び 年 齢	(令和8年9月1日現在)			歳
候 補 者 現 住 所	〒 - ☎ -						
所属団体・施設名				役職名			
団体・施設 所在地	〒 - ☎ -						
社会福祉事業 勤続年数	年 ヶ月 (令和8年9月1日現在)						
経 歴 概 要	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
	年 月 日						
	現在に至る						
功 績 概 要	(活動内容、期間、活動の頻度・実際に費やした時間、企画力、リーダーシップの度合いなど)						
賞 罰 歴	○昭和・平成・令和 年平塚市社会福祉協議会会長感謝受賞(「表彰」推薦の方は記入してください)						
参 考 事 項							

※この推薦書は、(福)平塚市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、適正に管理いたします。

推 薦 書 の 作 成 基 準

1 推薦書の作成基準について

- (1) 令和8年9月1日現在でご記入ください。
- (2) 次の基準を満たす社会福祉に関する候補者（団体）を推薦してください。

2 推薦基準

[感謝に該当する候補]

平塚市社会福祉協議会顕彰規程により、すでに「表彰」や「感謝」を受けた者は除く。

- (1) 社会福祉推進者（地区社協・ボランティア団体・当事者団体の会員）として10年以上従事している者 ただし、休暇期間は除く
- (2) その他、本会ならびに社会福祉の進展に大きく協力した者及び団体

[表彰に該当する候補]

A 平塚市社会福祉協議会顕彰規程により、すでに「表彰」を受けている者は除く。

- (1) 民生委員・児童委員、保護司として、平塚市内で10年以上在職している者
- (2) 社会福祉推進団体（地区社協・ボランティア団体・当事者団体）に10年以上在職し、代表者として平塚市内で5年以上従事している者 ただし、休暇期間は除く
- (3) その他、特別に会長が認める者及び団体

B 平塚市社会福祉協議会顕彰規程により、すでに「感謝」を受けた者を対象とする。

ただし、休暇期間は除く

- (1) 社会福祉推進団体（地区社協・ボランティア団体・当事者団体）の役員として平塚市内で5年以上従事している者
- (2) 社会福祉推進者（地区社協・ボランティア団体・当事者団体の会員）として平塚市内で永年従事している者
- (3) その他、本会ならびに社会福祉の進展に大きく寄与したと認められる者及び団体

3. 推薦時の注意

- (1) 社会福祉施設役員及び従事者・環境・道路・自治・消防などの功労者は対象になりません。
- (2) 募金などの功労者は、対象となりません。
- (3) 推薦書は、7月31日（金）までに平塚市社協事務局に届くように提出をお願いいたします。

顕彰作成基準表

	対象者	従事年数	推薦者
感謝	社会福祉推進者(地区社協・ボランティア・当事者団体)	10年以上	所属団体長 (ボランティアは連絡会会長)
	特に顕著な者及び団体	年数の決まりなし	平塚市社協会長
表彰	民生委員・児童委員 保護司	10年以上	民児協会長 保護司会会長
	特に顕著な者及び団体	年数の決まりなし	平塚市社協会長
	社会福祉推進者(地区社協・ボランティア・当事者団体)2	感謝受賞者 (役員歴5年以上)	所属団体長 (ボランティアは連絡会会長)
	社会福祉推進者(地区社協・ボランティア・当事者団体)3	感謝受賞者 (20年以上従事)	所属団体長 (ボランティアは連絡会会長)
	特別に会長が認める者及び団体	年数の決まりなし	特に定めるものはなし
	特に顕著な者及び団体	感謝受賞者	平塚市社協会長

推薦書作成時の注意

- 推薦用紙は共通です。感謝と表彰のいずれか該当する方の口にチェックの上、使用してください。
- 氏名の字、ふりがな等には、十分お気をつけください（文字は、表彰状等にそのまま反映され、ふりがなは、式典時に名前を読み上げします。）
- 該当者に通知が届きますので、住所・連絡先等を正確に記載してください。
- 従事年数を明確に記載してください。
- 表彰該当の場合、感謝受賞年を必ず記載してください。（民児協・保護司・代表歴5年以上で従事年数10年以上の者を除く）
- 民児協・保護司・代表歴5年以上で従事年数10年以上の方は、功績概要または、表彰歴欄の余白に、該当理由を記入してください。
- 受賞候補者の経歴等を確認する際には、従事年数が不足している等により、受賞候補から外れてしまう場合がありますので、予めご注意ください。
- 故人を推薦する場合は、ご遺族の意向にご配慮をお願いいたします。

推薦書作成にあたりご不明な点は、事務局へお問い合わせください。

事務局 社会福祉法人 平塚市社会福祉協議会
総務企画課法人運営班 岩間・八木
電話 0463-33-1377
福祉会館 1階